

有効期間満了日 令和5年3月31日まで

熊交規第414号

令和元年6月28日

大規模災害に伴う交通規制実施要領について（通達）

大規模災害に伴う交通規制については、「大規模災害に伴う交通規制実施要領について（通達）」（平成31年1月23日付け熊交規第61号。以下「旧通達という。」）に基づき実施してきたところであるが、工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正により同法に定める「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることに伴い、別添「大規模災害に伴う交通規制実施要領」に定める様式を整理し、本年7月1日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようになりたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

また、旧通達別記様式第1、別記様式第3及び別記様式第5に関しては、用紙が残存している限り、この通達の施行日以後においても、使用することができるものとする。

※ 別添、別記様式（略）